

令和7年度

来て「しらかわ」 住宅取得支援事業補助金



おかえり、白河
はじめてでもなつかしい

「市外から市内へ」移住する方の

住宅取得を支援します。

県外からの移住

最大 **200** 万円

※福島県の補助金を含む

市外からの移住

最大 **100** 万円

申請期間

※予算額に達した場合、早期に受付を終了することがあります。

令和7年4月1日（火）～

令和8年3月31日（火）

主な補助要件

申請の1か月前までにご相談ください。

※令和8年度より「若年者」、「子育て世帯」又は「新婚世帯」のいずれかに該当することが新たに要件として加わる予定です。

※住宅を取得（所有権保存登記）した日から6か月以内に
申請が必要です。

- ◇自ら居住するために住宅を取得した県外または市外からの移住者であること。
 - ◇住宅の持ち分が2分の1以上であること。
 - ◇補助金交付年度内に市内への移住が完了していること。
 - ◇移住した前日から起算して、市外に継続して1年以上在住していること。
 - ◇交付年度の翌年度から起算して3年以上継続して対象住宅に定住すること。
- ※その他にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



白河市市長公室
企画政策課
移住定住推進係

☎0248-28-5500（直通）

MAIL:kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp

来て しらかわ

検索

